

「認可地縁団体」となるための認可申請をすることについて

議案② 三成下町内会が「認可地縁団体」となるための認可申請を尾道市に行う。

「認可地縁団体」とは……

「認可地縁団体」とは、自治会や町内会などの地縁団体が市町村長の認可を受けて**法人格を取得した団体**です。町内会が法人と認められることにより、**法律上の権利義務主体**となることができますとともに、認可地縁団体として団体名義での不動産等の登記ができるようになります。（現在、本町内会は法人格のない「権利能力なき社団」なので、仮に不動産登記しようとしても団体名義では登記できず個人名義とならざるを得ません）

本議案は、今回町内会規約を制定するのに合わせ、今の法人格のない「権利能力なき社団」から法人格を認められた「認可地縁団体」としておこうという趣旨です。

なお、町内会が法人格を取得しても、従来と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

「認可地縁団体」としての認可を受けるためには（認可要件）

町内会が「認可地縁団体」となり法人格を取得するためには市長の認可が必要で、次の4つの要件を満たす必要があります。

- 1 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
 - 2 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 3 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - 4 規約を定めていること。
- ※ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければいけません。
- | | | | |
|---------------|------------|-----|-------------|
| ①目的 | ②名称 | ③区域 | ④主たる事務所の所在地 |
| ⑤構成員の資格に関する事項 | ⑥代表者に関する事項 | | |
| ⑦会議に関する事項 | ⑧資産に関する事項 | | |

このうち1～3は既に満たしており、4を定めればこの要件を満たします。

認可申請に必要なもの

認可申請に必要なものは様々ありますが、そのうち「規約」と「認可申請することを総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）」が総会の議決を必要とするものです。

「規約」の承認については議案①の議決事項です。

従って「認可地縁団体となるための認可申請をする」ことを決議頂きたく提議します。